



## ◆ 介護サービスの利用のしかたについて紹介します

### 要介護1～5と認定された人

在宅サービスの利用と施設サービスの利用とで手続きが異なります。

#### 要介護認定の通知（要介護1～5）

#### 在宅でサービスを利用したい

ケアプラン作成の依頼  
居宅介護支援事業所にケアプランの作成を依頼します。  
ケアプラン作成を依頼したことを町の介護保険係に届け出ます。



ケアプランの作成  
ケアマネジャーが作成したケアプランの原案をもとに、利用者・家族、サービス提供事業者と検討を重ね、ケアプランを作成します。

サービス提供事業者と契約  
介護サービスを行うサービス提供事業者と契約を結びます。契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

#### 在宅サービスの利用

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

#### 施設へ入所したい

介護保険施設と契約  
入所を希望する施設へ直接申し込みます。



ケアプランの作成  
入所した施設で、施設のケアマネジャーが利用者に適したケアプランを作成します。

#### 施設サービスの利用

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。